

標題

シップリサイクルに関する欧州規則の適用開始について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1170  
発行日 2018年12月28日

各位

シップリサイクルに関する欧州規則の概要等につきましては、これまでに弊社テクニカル・インフォメーション TEC-0978 等によりお知らせしていますが、同規則の規定にしたがって、2018年12月31日からシップリサイクルに関する欧州規則の適用が始まりますので、ご留意願います。

これにより、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船に対して「インベントリ」（船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示した一覧表。以下、「IHM」という。）の備え置き等が表 1 のスケジュールにしたがって義務化されるほか、EU 籍船については、EU リスト（EU 規則により承認された船舶リサイクル施設のリスト）に掲載された船舶リサイクル施設で船舶解撤を行う義務が課されます。

EU 規則の要求事項の概要につきましては、2014年1月15日発行の弊社テクニカル・インフォメーション TEC-0978 を参照願います。

表 1 IHM の作成・備え置きの期限

分類	定義	IHM 第 I 部作成・備え置き期限
EU 籍新船	以下のいずれかを満たす EU 籍船 ① 2018年12月31日（適用日）以降に建造契約が結ばれる船舶 ② 建造契約がない場合、2019年6月30日（本規則の適用日後6ヶ月経過した日）以降に起工される船舶またはこれと同等の建造段階にある船舶 ③ 2021年6月30日（適用日後30ヶ月経過した日）以降に引き渡しが行われる船舶	2018年12月31日（適用日）以降の引渡しまで
EU 籍現存船	EU 籍新船以外の EU 籍船	2020年12月31日まで（2020年12月31日までに解撤される場合、解撤前までに作成）
非 EU 籍船	EU 加盟国に寄港・停泊する船舶	2020年12月31日まで

（次頁に続く）

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

## 1. EU 籍船に対する検査及び証書(IHM 証書)の発行

## 1.1 一般

EU 規則の適用開始に伴い、EU 籍船について、弊会は旗国の代行機関(RO)として、2018 年 12 月 31 日から、EU 規則の規定にしたがって表 2 に示す検査及び証書(IHM 証書及びリサイクル準備証書)の発行を実施します。表 1 の期限までに EU 規則に適合する IHM を作成し、初回検査を受け、EU 規則に基づくインベントリ証書の交付を受ける必要があります。

表 2 EU 籍船に対する検査及び証書

検査の種類	内容	検査実施者
初回検査	IHM の検査、証書の発行	旗国(又は RO)が実施
更新検査	IHM の検査、証書の発行(又は、有効期限 5 か月の延長の裏書。ただし、5 か月以内に新証書と交換。)	旗国(又は RO)が 5 年ごとに実施
追加検査	IHM の検査、証書の裏書	IHM に影響のある改造等を行った場合であって、船舶所有者からの申し出のあった時に旗国(又は RO)が実施
最終検査	IHM 及び船舶リサイクル計画の検査、リサイクル準備証書の発行	リサイクル開始前に旗国(又は RO)が実施

(次頁に続く)

## 1.2 検査及びインベントリ証書発行の申し込み

表3の船舶の区分を参照の上、弊会支部又は本部に申し込みを行ってください。

表3 EU インベントリ証書の発行のための申請及び検査手順

船舶の区分		申込者	申請先	提出書類等	初回検査の申込みの時期及び検査の手順
① 新船及び現存船であって船舶の建造中に新船方式(IMO ガイドライン 4.1の方法)で IHM を作成する船舶		造船所	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書 (Form-1A)</li> <li>NK インベントリガイドラインに定める書類</li> </ul>	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. IHM の事前審査 2. 船上検査 3. IHM の審査
②現存船 (上記①の現存船を除く)	初めて IHM を作成する船舶	船舶所有者	本部 (SMD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書</li> <li>NK インベントリガイドラインに定める書類</li> </ul>	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. 目視/サンプリングチェック計画 (Visual Sampling Check Plan (VSCP)) の審査 2. 船上検査 3. IHM の審査
	すでに IHM 及び NK 発行の SOC を保有している船舶(ただし、EU 規則に適合する旨の記載がない SOC)	船舶所有者	本部 (SMD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書</li> <li>すでに保有する SOC、IHM 等</li> <li>EU 規則に適合するための追加調査に係る必要書類 (詳細は SMD にお問い合わせください)</li> </ul>	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. 追加調査のための VSCP の審査 2. 船上検査 3. 追加調査の結果を反映した IHM の審査
	すでに EU 規則に適合する IHM 及び NK 発行の SOC を保有している船舶	船舶所有者	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書</li> <li>すでに保有する SOC、IHM 等</li> </ul>	定期的検査等の際 1. 船上検査

(次頁に続く)

(注1) EU 籍船に備え付けるインベントリの作成方法

EU 規則では、シップリサイクル条約の IHM 記載対象物質に、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) の 2 物質が追加されています。

新船の場合は、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))の 4.1 に規定される手順 (PFOS 及び HBCDD を追加した様式による材料宣誓書 (MD) 及び供給者適合宣誓書 (SDOC) の収集による方法) で調査を行う必要があります。

現存船の場合は、PFOS 及び HBCDD について EMSA's Best Practice Guidance on the Inventory of Hazardous Materials (2016 年 10 月発行) の Annex C を参照し、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))の 4.2 に規定される手順で調査を実施することになります。可能な場合は、上記の新船の方式で IHM を作成しても差し支えありません。EMSA's Best Practice Guidance on the Inventory of Hazardous Materials は、以下から入手可能です。

<http://www.emsa.europa.eu/emsa-documents/latest/item/2874-emsa-s-best-practice-guidance-on-the-inventory-of-hazardous-materials.html>

(注 2) 弊会が発行した適合鑑定書 (SOC) を保有する EU 籍船の初回検査

上述のとおり、欧州規則では、PFOS 及び HBCDD の 2 物質が追加されていますが、現存船の初回作成時の IHM において、HBCDD の調査は義務ではありません。このため、これまでに弊会が SOC を発行した EU 籍現存船の IHM については、特に SOC に EU 規則第 5 条への適合に関する記載のない限り、少なくとも PFOS の追加調査が必要になります。

2020 年 12 月 31 日までに、少なくとも PFOS について追加調査を行い、その結果を反映して改正した IHM (EU 規則第 5 条にしたがって作成した旨の記載のあるもの) 及びそれまでの IHM の維持更新に係る MD/SDOC を添えて、初回検査を受検する必要があります。ただし、弊会が発行した SOC に EU 規則第 5 条への適合に関する記載がある船舶の場合は、PFOS の追加調査は不要ですので、維持・更新された IHM 及び維持更新に係る MD/DOC を添えて、初回検査を受検することになります。

## 2. 非 EU 籍船に対する検査及び適合鑑定書 (SOC) の発行

2020 年 12 月 31 日以降に EU の港等に寄港する非 EU 籍船について、EU 規則第 12 条 6 項において、船籍国の規則にしたがって、船籍国主管庁 (又は代行機関) による IHM の検査を受けたのちに発行された SOC を備え置くことが規定されています。しかしながら、EU 以外の国・地域からインベントリ等について規則を定めた旨の通知や当該規則に基づく検査の実施の指示は、これまで受けておりません。

従いまして、非 EU 籍船に対しては、これまでと同様に、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))を踏まえて弊会が策定した「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」(以下、「NK ガイドライン」)に基づき検査を行い、SOC を発行します。

今後、各船籍国から、自国の規則による検査及び SOC 発行の指示を受けた場合、それに基づき所要の検査を行う予定です。当該検査の際は、弊会がすでに実施した検査の内容及び発行済みの SOC の内容を勘案して、検査を実施します。

なお、非 EU 籍船であっても、任意に EU 規則第 5 条の要件に適合した IHM (追加物質対応) を作成・維持する船舶に対しては、シップリサイクル条約に加え、EU 規則第 5 条に適合して作成されている旨の SOC を発行します。

(次頁に続く)

(注)これまでに弊会が適合鑑定書(SOC)を発行した非 EU 船の IHM

これまでに弊会が SOC を発行した非 EU 籍船の IHM については、PFOS が適用除外であるため、現状のままで欧州規則に適合しています。

EU 規則第 12 条第 3 項の規定では、非 EU 籍船の IHM の作成にあたって、少なくとも EU 規則の Annex I の物資について調査することを要求しています。また、Annex I の物質のうち、PFOS は EU 籍船以外には非適用です。このため、非 EU 籍船の調査対象物質は、IMO ガイドライン(決議 MEPC269.(68))の A 表有害物質と同一であり、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))に基づく IHM は、EU 規則の要件を満足していることとなります。

### 3. PrimeShip-GREEN/SRM の拡張機能

弊会は、新造船のインベントリ作成を支援するシステム PrimeShip-GREEN/SRM を提供しております。欧州規則により追加される PFOS 及び HBCDD に対応する機能が従前より付加されており、EU 規則第 5 条に適合した IHM の作成が可能となっています。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部 環境部門

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: [smd-env@classnk.or.jp](mailto:smd-env@classnk.or.jp)